

中国地区における外国人技能実習制度の 現状、課題等について



令和4年7月22日
広島労働局

① 技能実習制度の現状

中国地方で就労する在留資格別外国人労働者数（総数7.3万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 （いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）	11,120人	（前年比+16.7% +1,595人）
<ul style="list-style-type: none"> 一部の在留資格者については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。 		

②身分に基づき在留する者 （「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本の配偶者等」等）	16,769人	（前年比+7.1% +1,115人）
<ul style="list-style-type: none"> これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。 		

③技能実習	30,473人	（前年比-13.3% -4,683人）
<ul style="list-style-type: none"> 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった。 		

④特定活動 （EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）	3,534人	（前年比+36.9% +952人）
<ul style="list-style-type: none"> 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。 		

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等）	11,727人	（前年比+0.6% +75人）
<ul style="list-style-type: none"> 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。 		

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

（注）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船舶工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業
（平成30年12月25日閣議決定）

※「外国人雇用状況届出」状況（令和3年10月末現在）による。「外国人雇用状況届出」状況制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認したうえでハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお「外交、公用」及び「特別永住者」は対象外である。

在留資格別外国人労働者数（中国地区）

	広島	岡山	山口	島根	鳥取	合計	構成比
就労目的	5,099	3,795	1,368	427	431	11,120	15.1%
身分在留	8,722	3,288	2,004	2,060	695	16,769	22.8%
技能実習	15,001	8,566	3,659	1,754	1,493	30,473	41.4%
特定活動	1,690	1,230	462	64	88	3,534	4.8%
資格外活動	6,035	3,705	1,439	287	261	11,727	15.9%
合計	36,547	20,584	8,932	4,592	2,968	73,623	100.0%

全国	構成比
394,509	22.8%
580,328	33.6%
351,788	20.4%
65,928	3.8%
334,603	19.4%
1,727,221	100.0%

(不明：65人)

技能実習の国籍別内訳（中国地区）

	広島	岡山	山口	島根	鳥取	合計	構成比
ベトナム	8,360	5,787	2,496	896	973	18,512	60.7%
中国	2,046	1,143	517	323	197	4,226	13.9%
フィリピン	2,076	347	210	96	56	2,785	9.1%
インドネシア	1,179	719	184	95	100	2,277	7.5%
その他	1,340	570	252	344	167	2,673	8.8%
合計	15,001	8,566	3,659	1,754	1,493	30,473	100.0%

全国	構成比
202,218	57.5%
54,161	15.4%
28,553	8.1%
29,716	8.4%
37,140	10.6%
351,788	100.0%

※「外国人雇用状況届出」状況（令和3年10月末現在）による。「外国人雇用状況届出」状況制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認したうえでハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお「外交、公用」及び「特別永住者」は対象外である。

外国人技能実習にかかる産業別外国人労働者数（中国地区）

	全産業計	建設業	製造業	卸売業 ・小売業	宿泊業、飲食 サービス業	医療・福祉	サービス業 (他に分類され ないもの)	その他
ブロック計	30,473	4,744	18,455	2,707	117	866	697	2,887
広島	15,001	2,126	8,710	1,322	47	450	344	2,002
岡山	8,566	1,352	5,607	758	38	206	194	411
山口	3,659	880	1,921	402	11	170	102	173
島根	1,754	252	1,173	110	16	11	37	155
鳥取	1,493	134	1,044	115	5	29	20	146
割合 (%)	100.0%	15.6%	60.6%	8.9%	0.4%	2.8%	2.3%	9.5%

外国人技能実習にかかる産業別外国人労働者数の推移（中国地区）

	全産業計	建設業	製造業	卸売業 ・小売業	宿泊業、飲食 サービス業	医療・福祉	サービス業 (他に分類され ないもの)	その他
令和3年度	30,473	4,744	18,455	2,707	117	866	697	2,887
令和2年度	35,156	5,002	22,381	3,147	128	503	819	3,176
対前年増減率	-13.3%	-5.2%	-17.5%	-14.0%	-8.6%	+72.2%	-14.9%	-9.1%

令和元年度	34,100	4,186	22,716	2,941	153	285	697	3,122
平成30年度	29,927	2,954	20,828	2,432	139	34	492	3,048
平成29年度	26,277	2,387	18,916	1,899	133		366	2,576

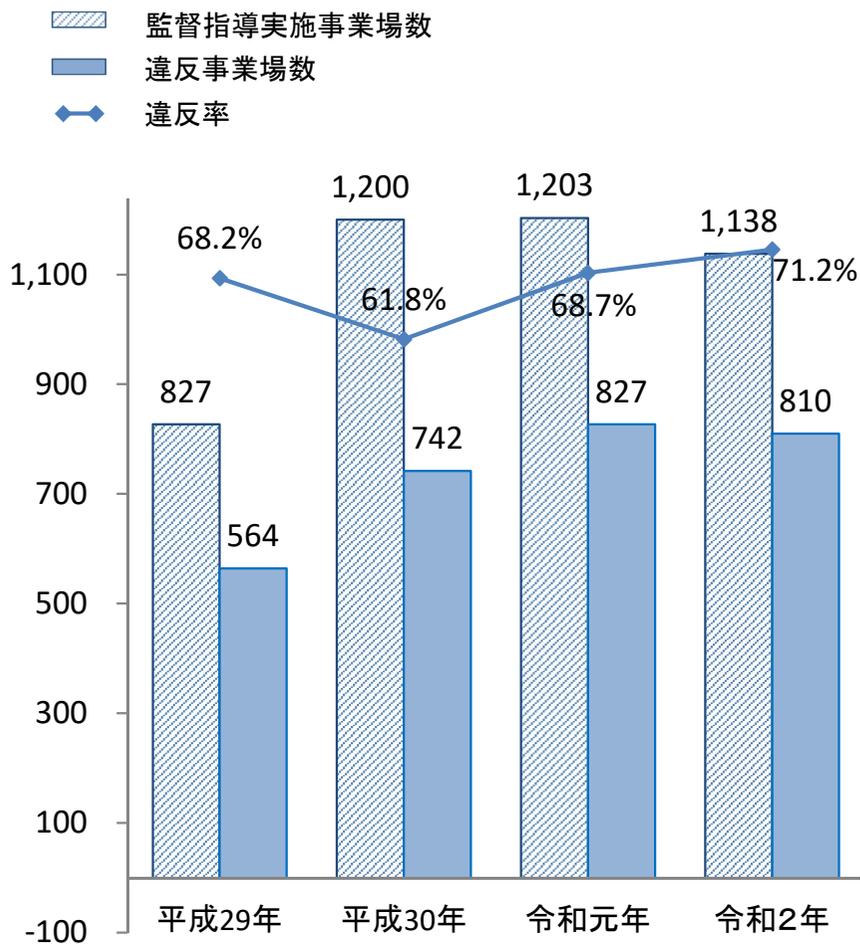
※「外国人雇用状況届出」状況（10月末現在）による。

②外国人技能実習生の実習実施機関
に対する監督指導、送検等の状況
(令和2年)

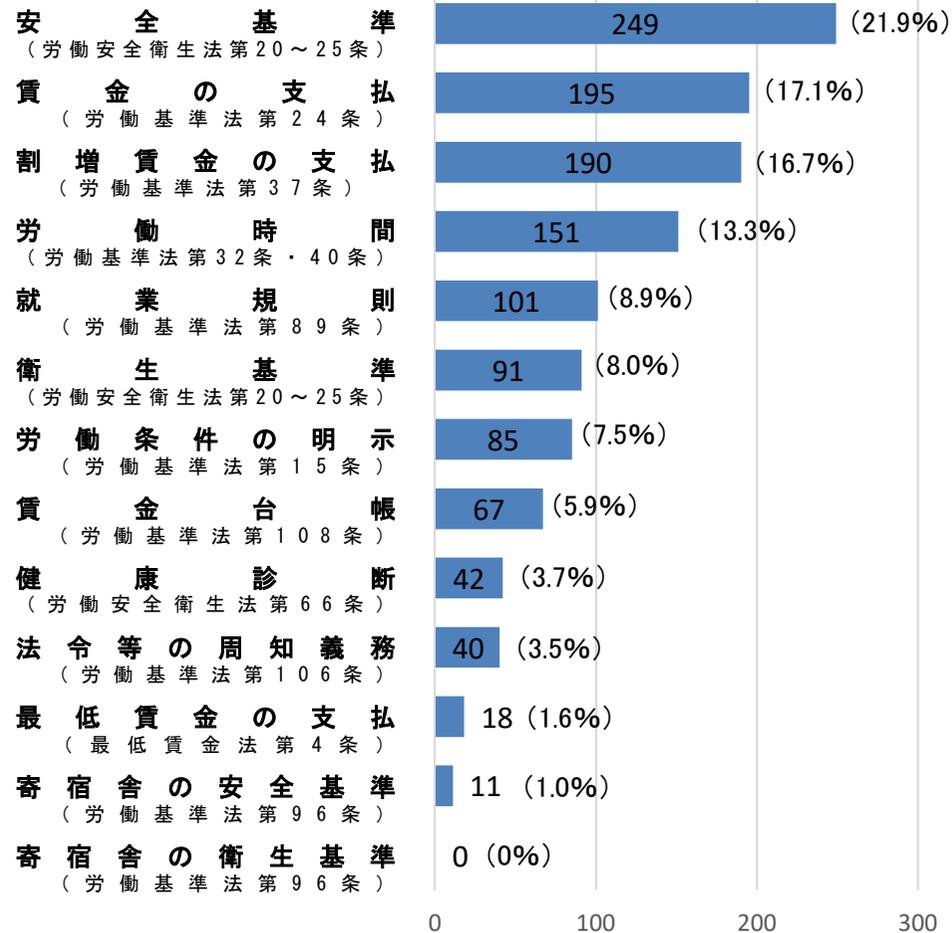
1 監督指導状況

(1) 中国地区の労働基準監督機関において、実習実施機関に対して1,138件の監督指導を実施し、その71.2%に当たる810件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①安全基準（249件、21.9%）、②割増賃金を除く賃金の支払（195件、17.1%）、③割増賃金の支払（190件、16.7%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況

主な業種	監督指導等 実施事業場 数	違反事業 場数 (違反率)	主な違反事項		
			安全基準	衛生基準	労働時間
機械・金属	425	282 (66.4%)	安全基準 128 (30.1%)	衛生基準 69 (16.2%)	労働時間 53 (12.5%)
食料品製造	165	109 (66.1%)	安全基準 45 (27.3%)	労働時間 25 (15.2%)	割増賃金 22 (13.3%)
繊維・衣服	59	39 (66.1%)	労働時間 11 (18.6%)	割増賃金 10 (16.9%)	賃金の支払 9 (15.3%)
建設	182	154 (84.6%)	賃金の支払 70 (38.5%)	割増賃金 60 (33.0%)	賃金台帳 29 (15.9%)
農業	34	26 (76.5%)	賃金の支払 9 (26.5%)	安全基準 8 (23.5%)	労働条件 の明示 6 (17.6%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習の計画認定件数が多い5職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種、農業関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
 食料品製造・・・食料品製造業
 繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業
 建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
 農業・・・農業、畜産業

(4) 監督指導の事例

**事例
(その他の小売業)**

- 1 中国人技能実習生4名を使用する実習実施者。
- 2 技能実習生について、36協定で定めた特別条項の時間外労働時間数（月95時間）を超える時間外労働（最長月98時間）が認められた。また、直近6か月で特別条項の適用回数が3回であったが、特別延長手続き（労働者代表への事前通知）がなされていなかった。
- 3 週40時間を超える法定時間外労働について、割増部分（2割5分）の賃金が支払われていなかった。

臨検監督により把握した事実 と 労働基準監督署の対応

- 1 技能実習生について、36協定で定めた特別条項の時間外労働時間数（月95時間）を超える時間外労働（最長月98時間）が認められ、特別条項の適用に際して、特別延長手続き（労働者代表への事前通知）がなされていなかった。

労働基準監督署の対応

- ① 労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告。
- ② 36協定の不適切な運用について、原因分析、再発防止対策を指導。
- ③ 時間外・休日労働を月80時間以内にするための具体的方策を検討・実施するよう指導。
- ④ 時間外・休日労働の月45時間以内への削減を指導。

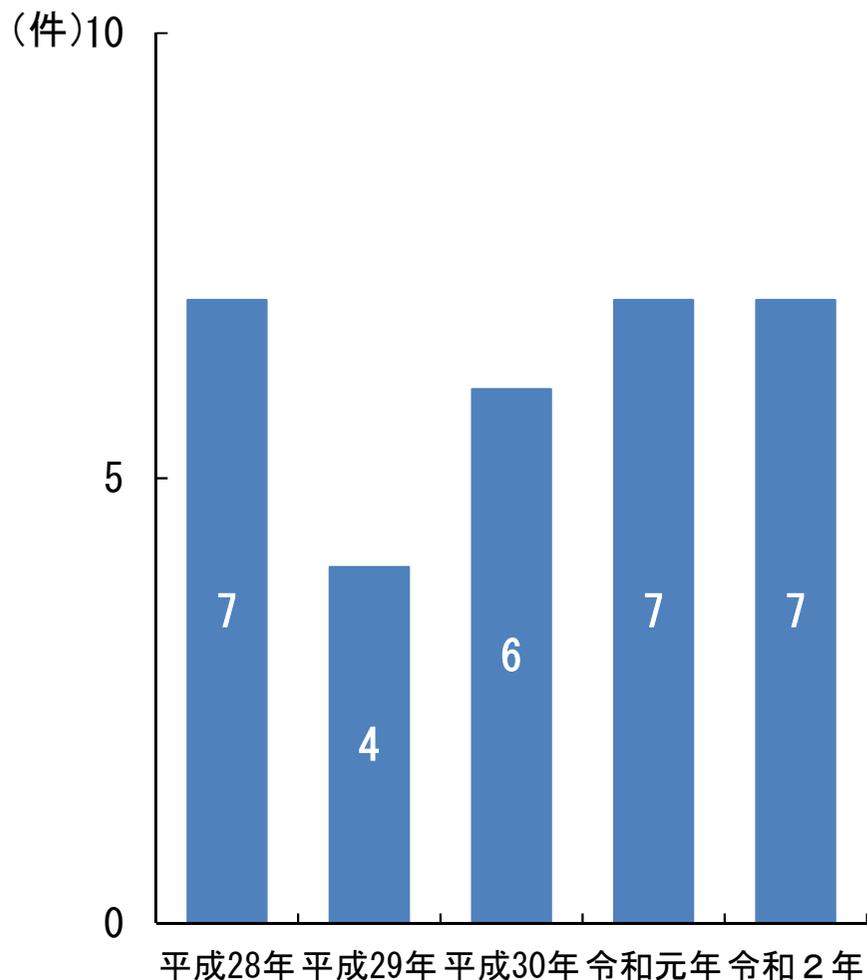
労働基準監督署の対応

労働基準法第37条(割増賃金の支払)違反を是正勧告。

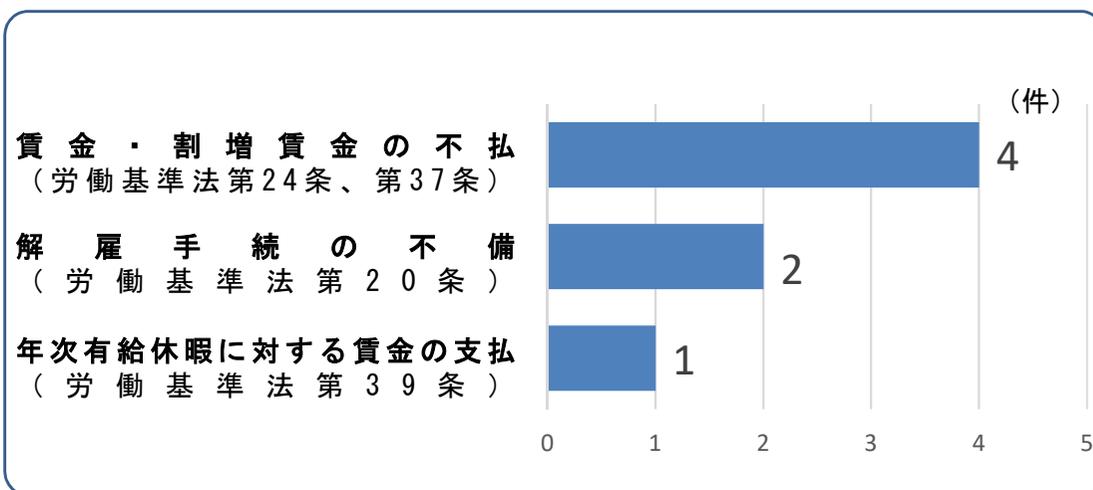
2 申告状況

(1) 技能実習生から労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は中国地区で7件であった。

(2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(4件)、②解雇手続の不備(2件)、③年次有給休暇に対する賃金の支払(1件)の順に多かった。

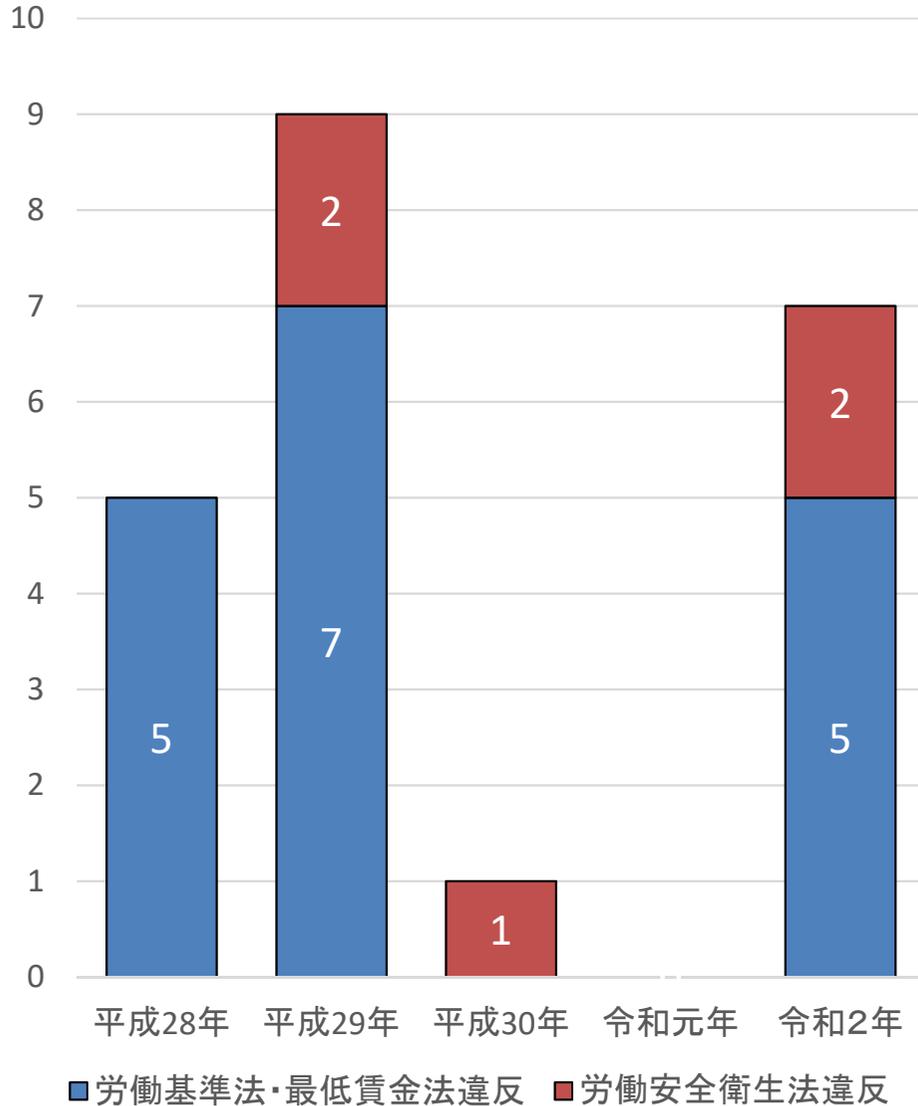


<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているで、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



3 送検の状況

技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は中国地方で7件であった。



送 検 事 例

事例：技能実習生に対して法定の割増賃金を支払わなかった疑いで送検

事例
(衣服その他の
繊維製品製造業)

縫製業の事業場（実習実施者）に立入調査を行ったところ、技能実習生の時間外労働に対し、法定の割増率で計算した割増賃金を支払っていないことが明らかになった。

実習実施者は、技能実習生の法定の時間外労働に対して、一時間あたり450円又は500円の賃金しか支払わず、通常の労働時間の賃金の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っていなかったもの。

【被疑事実】

実習実施者（法人）及び代表取締役について、法定時間外労働に対し、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払っていなかったこと。

【違反条文：労働基準法第37条第1項（割増賃金の支払）】

事例：技能実習生に対する雇入れ時教育未実施

事例
(輸送用機械等製造業)

自動車の塗装事業を行う事業場（実習実施者）で、ごみ収集車の塗装前処理作業を行う技能実習生が、ごみ収集車後部のホッパー内の押込板に首を挟まれ、死亡する災害が発生した。

実習実施者は、雇い入れた技能実習生に塗装前処理作業を行わせるに当たり、遅滞なく、当該技能実習生に対し、ごみ収集車後部のホッパーの危険性について安全教育を行わなかったもの。

【被疑事実】

実習実施者（法人）及び担当者について、労働者を雇い入れたときに、当該労働者に対し、遅滞なく、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項（機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること）について、教育を行っていないこと。

【違反条文：労働安全衛生法第59条第1項（安全衛生教育）、労働安全衛生規則第35条第1項（雇入れ時の教育）】